

○川口市建設工事等入札参加資格に関する規則

昭和41年12月22日規則第52号

改正 昭和47年10月 1 日規則第43号

昭和48年10月 1 日規則第34号

昭和50年 4 月 7 日規則第19号

昭和50年 4 月24日規則第23号

昭和51年 3 月30日規則第16号

昭和51年 9 月10日規則第46号

昭和52年 3 月30日規則第25号

昭和53年 3 月30日規則第15号

昭和53年 6 月 1 日規則第53号

昭和54年 3 月30日規則第15号

昭和56年 3 月27日規則第 6 号

昭和58年 3 月30日規則第11号

昭和61年11月29日規則第46号

平成 3 年 3 月18日規則第10号

平成 6 年 6 月27日規則第40号

平成 8 年 4 月12日規則第28号

平成16年12月14日規則第58号

平成23年 3 月 3 日規則第 9 号

平成31年 3 月28日規則第33号

令和 3 年 3 月31日規則第24号

令和 5 年 3 月29日規則第 5 号

川口市建設工事等入札参加資格に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市が発注する建設工事等の入札参加資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(等級制の格付)

第 2 条 市が発注する建設工事等の入札参加資格については、A、B、C及びDの4等級に格付け

するものとする。

- 2 前項の規定による格付の有効期間は、2年以内とする。
- 3 第1項の規定による格付の基準は、別に定めるものとする。

(一般競争入札の入札参加資格)

第3条 市長は、一般競争入札により市が発注する建設工事等について特に必要があると認めるときは、個々の入札ごとに、当該入札に参加する者の事業所等の所在地、工事等についての経験、技術的適性の有無等を勘案し、入札参加資格を定めるものとする。

- 2 前項の場合において、事業所等の所在地に係る入札参加資格を定めるときは、入札に参加する者を次のとおり分類するものとする。

- (1) 市内業者（市内に所在する事業所等を入札に参加する事業所とする事業者のうち、市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている事業者又は測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の登録を受けている事業者にあつては、主たる営業所。次号において同じ。）を有する事業者をいう。）

- (2) 準市内業者（市内に所在する事業所等を入札に参加する事業者のうち、市外に本店を有する事業者をいう。）

- (3) 県内業者（市内を除く埼玉県内に所在する事業所等を入札に参加する事業者をいう。）

- (4) 県外業者（埼玉県外に所在する事業所等を入札に参加する事業者をいう。）

(指名業者等の選定)

第4条 指名競争入札に関し指名する業者及び随意契約の相手方（以下「指名業者等」という。）を選定する場合は、第2条第1項の規定により格付けされた者のうちから、別表の区分に従って選定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事（別表に規定するその他の工事に該当するものを除く。）の施行上特に必要があるときは、1等級上位又は下位に格付けされた者を指名業者等として選定することができる。ただし、150,000,000円以上の工事については、この限りでない。

- 3 前項の規定により指名業者等として選定する者の数は、指名業者等の総数の2分の1を超えることができない。

第5条 特別の技術を要する工事その他の請負又は特別な理由がある場合は、前条の規定にかかわらず入札参加資格者等を選定することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

(格付けの有効期間の特例)

- 2 平成17年1月1日に、現に建設工事等の入札参加資格の格付けを受けている者に係る第2条第2項の適用については、同項中「2年以内」とあるのは、「平成17年5月31日まで」とする。

附 則 (昭和47年10月1日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年10月1日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年4月7日規則第19号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年4月24日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月30日規則第16号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年9月10日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年3月30日規則第25号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月30日規則第15号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年6月1日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年3月30日規則第15号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月27日規則第6号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月30日規則第11号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年11月29日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月18日規則第10号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月27日規則第40号）

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成8年4月12日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月14日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月3日規則第9号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第33号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第24号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

業者の 級別	発注の標準とする工事金額					
	土木一式工事 解体工事	建築一式工事	電気工事 電気通信工事 管工事	塗装工事 防水工事	造園工事	その他の工事
A級	50,000,000円 以上	60,000,000円 以上	50,000,000円 以上	50,000,000円 以上	30,000,000円 以上	5,000,000円 以上
B級	50,000,000円 未満 20,000,000円 以上	60,000,000円 未満 25,000,000円 以上	50,000,000円 未満 15,000,000円 以上	50,000,000円 未満 15,000,000円 以上	30,000,000円 未満 10,000,000円 以上	30,000,000円 未満
C級	20,000,000円 未満 5,000,000円 以上	25,000,000円 未満 5,000,000円 以上	15,000,000円 未満 3,000,000円 以上	15,000,000円 未満 5,000,000円 以上	10,000,000円 未満 3,000,000円 以上	15,000,000円 未満
D級	5,000,000円 未満	5,000,000円 未満	3,000,000円 未満	5,000,000円 未満	3,000,000円 未満	5,000,000円 未満